

社会福祉法人愛隣園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛隣園（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 理事長の報酬は、各年度の総額が7,000,000円を超えない範囲で、毎年度評議員会において支給額を定めるものとする。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じ別表1に定める額を報酬として支給する。
- (3) 理事が当法人職員であるときは役員報酬を支給しない。
- (4) 理事長を除く役員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で報酬を支給することできる。

(役員等の実費弁償等)

第3条 役員等が会議等の出席のため発生した交通費、又は役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人愛隣園旅費規程に基づき、別途その実費相当額、又は旅費（交通費、日当、宿泊料及び使用料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第17条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等への出席又は出勤に対し、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
担当理事の当該職務のための出勤	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日額
監事監査への出席	30,000円
評議員会への出席	10,000円
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円